様式例第9号の1

農地法第18条第1項第4号(第5号)の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記農地(採草放牧地)について、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権(農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって同法第18条第2項第6号に規定する者に設定された賃借権)を解除するので、農地法第18条第1項第4号(第5号)の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地	目	面積(㎡)	備考
別任・地番	登記簿	現況		加力

- 3 賃貸借契約の内容
- 4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細
- 5 賃貸借を解除しようとする日 平成 年 月 日
- 6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

- 1 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を それぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

受 理 通 知 書

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

住 所

氏 名

殿

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号(第5号)の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地	目	面積(㎡)	備考
別任・地番	登記簿	現況	山/貝(III <i>)</i>	7// / / / / / / / / / / / / / / / / / /

3 届出書が到達した日

平成 年 月 日

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を それぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、 様式本文中「これを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。な お、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以 下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内(裁決があったことを知った日の翌日から起算します。)に、 市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、 提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを 知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消し の訴えを提起することはできません。)。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要 があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

農地法第18条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

下記土地について賃借権の \bigcirc 0 をしたいので、農地法第18条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所	備考
賃貸人			
賃借人			

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地	目	五待(%)	利田作河	批佐(利田) 年粉
別任・地番	登記簿	現況	山付(III <i>)</i>	机用机机	耕作(利用)年数

- 3 賃貸借契約の内容 別紙賃貸借契約書写しのとおり
- 4 賃貸借の○○をしようとする事由の詳細
- 5 賃貸借の○○をしようとする日 平成 年 月 日
- 6 土地の引渡しを受けようとする時期 平成 年 月 日
- 7 賃借人の生計(経営)の状況及び賃貸人の経営能力
 - (1) 土地の状況

	農地の面積					採草放牧地	の面	i積						
	自	作	地借入地貸付地		地	貸付地以外	借	貸付	備	考				
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	の所有地	地地	地地		
任代工													山林	а
賃貸人													宅地	m²
任出口													山林	а
賃借人													宅地	m²

(2) 土地以外の資産状況

項	項目			貸	人	賃	借	人
所有大農機具の 種類とその数量	種数	類量						
飼養家畜の種類 とその頭羽数	種数	類量						
そ の	35.	他						
固定資産	税	額						
市町村民税の所得	导決员	官額						

(3) 世帯員等(構成員)の状況

	世帯員等(構成員)	J.H.	年	世帯員	等(構成員)就	ご業等の:	 伏況(○印:	を付す)	
	(情放員) (15歳以上 の も の) 氏 名		令	農業従事者	業務を兼ね		農地法第 2条第2 項該当者	常時出稼者	備 考
賃貸人									年雇(常雇) 男人、女人 臨時雇年延 男人、女人 15歳未満の世帯員等 (構成員) 男人、女人
賃借人									年雇(常雇) 男人、女人 臨時雇年延 男人、女人 15歳未満の世帯員等 (構成員) 男人、女人

8 賃借権の解約に伴い支払う給付の種類等

1 + H1 (기메	離作料	毛上補	首賞	離作補	i 償	代地	補償	備	考
土地の別		離作料 支給土地の面積	10 a 当り	総量	10 a 当り	総量	地目	面積	7/用	与
ᄪᄱ	田									
農地	畑									
採草放物	牧地									

9	信託事業に係る信託財産

- 1 本文、記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を それぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載し てください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、 賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)、土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 5 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあっては固定資産税額、市町村民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 6 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日 を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、 その賃貸借の開始年月日、信託契約を行なった年月日及び信託契約終了年月日を記載してくだ さい。

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日 農業委員会(知事受付 年 月 日 号)

土地区分	農	地	採草	直放牧地		申	請	受	付	平成	年	月	日	市	決	定・	平成	年	月	月
					申									町	-	却	下	7	下 許	: 可
目的区分	耕作	目的	転	用目的	請	相手	方;	通知	予定	平成	年	月	日	村		第:	2 項第	等15	予該	<u>当</u>
				1	提									農		第				
申請区分	合 意	賃	貸人	賃 借 人	出	契約	約期	間満	汀	平成	年	月	日	業	許	2	第 4 条	第 5	条意	見提出
解除					期									委		号	平月	成 年	: 月	B
解 約					限	土均	也引	渡希	望	平成	年	月	日	員		該	意見	書第		뮷
更新拒絶					当									会		当				
条件を変					否	期間	間の	定め	同	左一	期間	引の	定め	0	可	第:	3 号	該	当	
更しなけ					判	のさ	ある	\$ O	時	賃貸	のた	よか	もの	意		第4	4号	該	当	
れば更新					定											第:	5号	該	当	
拒絶														見		第(6号	該		
						当		否	当	i 否	当		否		無	条件	許可	条	件付	許可
					<u> </u>	1			- 1		1	_ !			1					

					申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見
		第	1	号			
第 18		第	2	号			
10 条 第	h-h-	賃借人の相当の生活の維持が	困難とならないか				
2	第 3	賃貸人は第3者に賃貸又は売	却するおそれはないか				
項該	号	賃貸人は耕作して土地の生産	:力を十分発揮しうるだけ	の能力と技術が十分にあるか			
当審查事項	万	賃貸人は耕作して土地の生産	i力を十分発揮しうるだけ	の施設を有するか			
		第	4	号			
均	第 5 号	農業生産法人の要件を欠いて	いないか				
		賃貸人は第3者に賃貸又は売	却するおそれはないか				
		賃貸人は主として自家労働力	により土地の生産力を十	-分発揮しうるだけの技術があるか			
		賃貸人は主として自家労働力	により土地の生産力を十	-分発揮しうるだけの施設を有するか			
		第	6	号			
	(備	青 考)					

意見決定の理由、許可の場合 の条件	意見決定上問題となった事項	知 事 の 決 定 平成 年 月 日 (指令第 号)
		許 可 無条件 却 下 不許可
		一部許可条件付
		指令接受平成年月日
		本 人 通 知 平成 年 月 日

都道府県農業会議の見解	

- 1 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するもの に○を付し、申請区分については該当欄に○を付す。
- 2 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農業生産法人である場合には、当該農業生産法人が農業生産法人でなくなった年月日又は賃貸人が農業生産法人の構成員でなくなった年月日若しくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その賃貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記載する。

 指令第
 号

 平成
 年
 月

 日

住 所

氏 名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請のあった農地(採草放牧地)の賃貸借の○○については、下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住 所

氏 名

賃借人 住 所

氏 名

2 許可する土地

<u> </u>	地	目	面積(m²)	備考	≠
所在・地番	登記簿	現況	四介貝(1117)		芍

3 条件

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 不許可又は却下をする場合には、様式本文中「下記により許可します。」とあるのを、「下 記理由により許可しません。」又は「下記理由により却下します。」とし、その理由を記載す る。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を それぞれ記載する。
- 4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。なお、審査請求書は、なるべく地方農政局長(○○市○○町○○番地)を経由して提出して下さい。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内(裁決があったことを知った日の翌日から起算します。)に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。)、提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

農地法第18条第6項の規定による通知書

			平成	年	月	日
農業委員会会長	殿					
		通知者	(賃貸人)	住所		
				氏名		印
			(賃借人)	住所		
				氏名		印

下記土地について賃貸借の○○をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地	目	面積(m²)	/# **	考
	登記簿	現況	山作(III)	備	与

- 3 賃貸借契約の内容
- 4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細
- 5 賃貸借の解約の申入れ等をした日 賃貸借の解約の申入れをした日 平成 年 月 日 賃貸借の更新拒絶の通知をした日 平成 月 年 日 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 平成 月 年 日 賃貸借の合意による解約をした日 月 平成 年 日
- 6 土地の引渡しの時期
- 7 その他参考となるべき事項

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 通知者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を それぞれ記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのとおり記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 5 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。